

## 第11回 国立市介護保険運営協議会

平成26年2月28日（金）

### 【林会長】

どうもこんばんは。定刻となりましたので、第11回国立市介護保険運営協議会を始めます。

会議次第に沿って進めてまいります。まず1点目は前回第10回の運営協議会の議事録について何かお気づきの点ございましたでしょうか。特にございませんか。それでは第10回の議事録をこの通り承認ということで決定いたします。

2番目は検討部会報告であります。2月19日の水曜日に検討部会が行われました。その要点報告と資料につきましては事前に配布されておりますが、内容につきまして新田委員から報告していただきます。

### 【新田委員】

これだけの国立市の高齢者福祉施策ですので、第一回のみでは十分な議論が出来なかったというのがまず結論でございます。今後議論して当介護保険運営協議会に出して皆さんのご意見を伺い、検討してさらに解決をしていくという方向性で進めたいと思っております。

それですね、一つは今ここに大きな絵が、資料番号45があると思いますが、これを見ても見づらいですね。正直言います。なぜ見づらいかと言うのがバラバラに入っていて、それをもうちょっとまとめて頂いて、これはどういう目的でどういう方向性でこのサービスが現在行われているのかということを見やすくしていただきたい。ということをお願いたしました。例えば単純に言うと介護保険運協でも検討しました高齢者食事サービスというのがありますよね。これは配食サービスが現在行われているわけですが、それと6番のふれあい牛乳支給事業、これは同じような食支援でございます。そこの辺りを一つのグループにして、そしてそれを更にどう検討していくかということが重要になるだろうなと思っております。そして更に例えばこの資料にあるように寝具乾燥消毒事業とかですね、これはどういう目的なんだろうねというようなことに対してまだ理解が出来ない中で、現在65歳以上の高齢の単身者世帯、高齢者のみ世帯及びこれに準ずる世帯に属するおおむね65歳以上の高齢者であって、加齢に伴う心身の障害及び傷病等の理由によりねたきり状態にあるため、寝具の衛生管理というですね、こんなようなものですがけれどもね、例えばこれを、介護保険等を利用しているのかいないのかが必要なんではないか、更に必要なのはもっと明確化して本当に必要ならば事業の継続が必要だとなるのかですね。さらに住居政策等も、様々な住居政策があります。高齢者借上げ住宅、市内に3年以上居住する65歳以上のひとり暮らしで立ち退きを要求され云々の、とか住居に伴う施策もかなりあります。後自立支援住宅改修等の問題もあります。その他は住宅費助成事業ですね。住居政策もこれも重要な住み方としての問題でありますのでこれからの総合支援事業というもののの中に、住み方というのは地域包括の中で重要な問題ですので、住居のあり方を決めていく中で市の施策としてきちんと位置付けるということだろうと思っております。

一方ですね、例えば家族介護慰労金支給事業という、これもかつて介護保険運営協議会でやりましたが、就労している人が介護の為に就労できなくなるとかそういう問題も含めてこういう中に入ってくるんでしょうけれども、それがバラバラに検討されていきますので、それも同じ概念として検討することが必要となるでしょう。そのような事が今

はまだ途中ですが色々あります。慰労金の問題もある。色々なことが含まれてきます。今後時間をかけて検討部会を含めて検討していく必要があるなと思っています。

そして予防訪問介護が主に何に使われていたかという点、ここに資料がありますが実は掃除等が多いんですね。身体介護サービス利用状況の中でも掃除が多く、生活援助サービスでも多い。身体介護における掃除と生活援助における掃除と何が違うんだろうかといったような質問も出ました。それに対する事務局の答えもありますので参考にさせていただければと思います。色々なサービスが国立で行われているけれども結果としてどうも同じようなサービスが行われていることも考えていかなければならないということでございます。そして何よりも重要なのは生活支援の在り方です。介護保険連協の受け持つ範囲は介護保険行政ですが、日常生活総合支援事業が生活支援に大きく関わるものになってきます。それは事務局から説明があると思いますが、その総合事業の中には国立でこれまで行われてきた高齢者施策をさらに充実させるという意味と不必要なものとは不必要としてまとめていくという意味がございます。

#### 【林会長】

ありがとうございました。今のご報告につきまして何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

#### 【山路委員】

そうすると検討部会の検討対象を広げればきりが無いと思うんですが、今伺うと高齢者の一般施策ですね、介護保険連協で扱っている以外の、基本的には一般会計から支出されている一般高齢者施策ですよね、資料No.45にある、その見直しということにするのか、新田先生が最後に言われたようにこれからの要支援の訪問介護、通所介護の部分を市町村事業に持って行って日常生活支援総合事業に再編成するという方向は出されているわけですがけれども、その中身づくりに資するような形で一般高齢者施策そのものを見直していくというのが検討対象範囲とするのか。それでも非常に範囲が広いんですけどもかなり限定的にしないとですね、相当広がる危険性があるので、どこら辺に絞り込むのかということですよ。それはどんなふうに思われているのかそこのところを説明していただけますか。

#### 【新田委員】

じゃあそれは事務局からということ。

#### 【事務局】

新しい総合事業サービスと福祉政策の関連ということになってくるんですけども、検討部会の席上では「高齢者の方の生活を支援する部分のサービス」、そこについての再検討をしていくということございまして、そこに直接関わってこないような福祉政策であればそこは取り上げてはいかないという方向性はついております。

#### 【山路委員】

ただしこれを見て思うのは介護保険が出来る前とそれ以降は当然高齢者施策の中身、その財源も大きく変わった訳ですよ。それで見ますと介護保険が出来る前、昭和63年に高齢者入浴券支給事業がされていたりですね、それから後の方で介護予防支援ショートステイというのがですね、介護予防デイサービス事業というのも、これは介護保険が出来る前の事業なんです。またまさに競合しているのが住宅改修の話ですよ。これは介護保険の中でそのものが認められているのに何でこういう形で一般会計で認める必要があるのかという整理もなされていない。なされていないまま今も続いている。

そうしますと今ここでその見直しをやらなければなかなかやるところがないので、も

ちろん日常生活支援総合事業という今回の、生活全体を支援していくようなサービスを作っていこうという関係でみていく必要があるんだと思うんですが、この際ですからこういうことも含めてすべて見直していいですね、だいたいはっきり言って財源がもたない事業がいっぱいあるわけですから、なぜこんなところにお金を使うのかと。私が繰り返して申し上げたように例えば長寿祝金の話なんて言うのはもう本当に平均寿命が男性で79歳、女性が87歳になっているのに祝い金は77歳から出しているわけですよ。これははるか昔の平成8年の話、平均寿命がもうちょっと今より短い時代の話とはいえ、でも本当によくまあこういう祝い金を出したものだ。今出し続けている意味は本当にどこにあるのかということで、ほかの自治体のほとんどは見直しているわけですよ。にもかかわらず見直そうとしないということを今までやってきている。ようやく最近見直すという話になったようですけれども、そのことも含めて全体的に洗いなおす必要があると思いますね。それは検討部会でぜひやっていただきたいと、一員としてもやりたいと思っているんですがいかがでしょうか。

**【新田委員】**

私はその方向でいて、一応我々のこの中で出来るものは提案をしていくとおもっています。長寿祝い金が生活支援事業かどうかはよく判らないんだけど。前回の検討部会では敬老会事業とこの14、15の話はしませんでした。その他については問題を整理しようということで話をしました。それから今後 他になければ、検討部会に対してこの全体会でなにか出して行けたらなと思っています。

**【川田（キ）委員】**

私は長寿祝い金がどうのっていうのはね、ここの場でするっていう風には思っていないです。山路委員は前からこのことを出しているんですが、これは高齢者全体の施策の中の一つということで、前から介護保険の部分と高齢者施策の部分と一体にして話し合っている意見を出されているのはわかるんですが、私たちにそこまでの力はあるのかなっていうことと、これはもっと広い意味でのことだと思うので、これについてはここで検討すべきという風には私は思いません。それと検討部会の要点報告を見ていたんですが、国の施策で介護予防が大きく変わっていくというのは私自身はとても残念だと思っているんですが、新総合事業に移るにあたってやはり介護保険の部分と同じなので人としての尊厳や生活の自立を支援していくんだっていうのが介護保険の基本なので、それに基づいた新総合事業であって欲しい。「土台」がそこで、そこから検討してもらいたいと思いました。

**【新田委員】**

ちょっとよろしいですか。川田委員。話を蒸し返さないでいただきたいのですが、もう「検討する」という風に決めたので検討していきたいと思いますね。ということは、「この協議会でやるのかどうか」ではなく、こういった問題を総合的に見直すということは今はこの協議会でやるということになっていますから話を蒸し返さないでほしい。

**【山路委員】**

今の話で結構なんですが、要するに介護保険運営協議会のマターはですね、今まで確認してきたように一般高齢者施策も含めてここでやりましょうという話に、やらなければそれこそ高齢者全体を支えていくことにはならないではないかという議論を積み重ねてきて、一般高齢者も含めて、施策も含めてやろうという議論で整理されて来ているわけですからね。それを一般高齢者施策と介護保険は別の話でこちらは介護保険メインでやりましょうという話ではないはずなので、それはきちんと整理した方がいいと思います。

【林会長】

国立市の高齢者福祉施策については、全体について見直そうということで、それを検討部会で作業し、そしてこの運協に提案をしていただいてそこで議論するという詰め方は合意が出来ております。

【川田（キ）委員】

その中に長寿祝い金が入るということは私は理解していませんでした。

【新田委員】

ここにあるので仕方がない。いい悪いは別にして。

【林会長】

見直すっていうのは必ずやめるっていう訳ではないので、どのようにこれを検討していくかという整理の仕方が大事だろうと思うんですね。ですからそれについてはまだ整理をしていこうという段階であって、どのように整理するかっていうのはこれからなので、ここだけ話をしても議論が進まないのです。

【事務局】

子どもは今回の主な改正内容であります日常生活支援総合事業を構築していかなければいけないと思いますので、これは相当時間がかかる作業になると思います。全部の高齢者施策を見直せるかというとなかなかそこまでいかないんじゃないかと思っていますのでまず優先順位としてこの支援事業をきちんと入れられるような検討をまず先にしていきたいと思います。先ほどからお話があります長寿祝い金については市の施策として77歳を止めるというような提案をする予定になっておりますのでその辺はご理解いただければと思います。

【伊藤委員】

長寿祝い金の話が出たついでに一つ。まあ77歳の喜寿は他のところも削除されているのでそれで時代に合っていると思うんです。逆に米寿と白寿については積極的に我々の先輩、功成り名を遂げた先輩をお祝いするという意味では積極的に残していくべきだと私は思います。以上です。

【福住委員】

事務局にお伺いしたいんですが、長寿祝い金を廃止するのがそれを移行させて高齢者の転倒予防事業みたいなものにするっていう話が今議会に出ているようですが。

【事務局】

長寿祝い金の77歳を止めるというのはただ止めるというだけではなく、そういった財源を今後必要な高齢者支援施策に向けていこうということですのでとりあえず26年度は家具転倒防止器具の給付事業を始めたりしますので、徐々にシフトしていくような、削減だけしていく訳ではない施策を行っていきます。

【福住委員】

そうするとここで見直しをするっていうことは一方で議会であったり事務局で進めている施策の見直しとずれるはないのでしょうか。

【林会長】

それは大事な点だと思うんですね。ここに28の施策がありますが、一つ一つの施策はいろいろな経緯や歴史があって作られてきたのであって、続いているということは要因があって続いているんだと思うんですね。それを一つ一つ順番に検討していくのではなく、やはりまず全体を整理する必要があるって、それはこの新しい総合事業によるサービスという参考資料のこれですよ。これが移行していくということです。そこに訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービスという風に分けられてます

が、この3つはこれまで国立市が全くやっていた訳じゃなくて、この2と1の中に仕訳されるというか位置づけされるというものがあると思うんですね。それが使えるということなのか、あるいは全く国立市がやっていないサービスであればどのようにそれを開始するかとかですね、あるいは色んな経緯があって作ったものを一つ一つひも解いていくというより、求められている介護予防生活支援サービス事業というものを国立市でどうやっていくかという中でこれらの福祉施策を整理して検討すると。これは使えるのでしょうか、これは役目を終えたのではないか、という検討をしてはどうかと私としては思います。

**【山路委員】**

それですね、確認しておきたいのは議会なり事務局がやっているからここで議論するのはどうかというお話でしたが、ここでやらなきゃなかなか話は進まないんですよ。財政改革審議会の時に私はつくづく思いましたけれども、この高齢者施策をご覧になってわかるようにですね、一旦滑り出した話を削るということを今までなかなかしてこなかったんですよ。要するにサービスというのは一旦出された過去のバラマキに近いような福祉の名残がまだまだ残っていてですね、そういうのをやりだせばですね、なかなか議会はそれを止めようという自浄能力がはたらいでこなかったんですよ。それがこの20年間、30年間の市議会のありさまなんですよ。それをきちんとここで声をあげていかない限り整合性を持った根拠のある見直しというのは出来ないんですよ。そのところを確認しなければ議会や事務局がやっているからここでやらなくていいという話には決してならないと思います。

**【福住委員】**

やらなくてもいいということは言っていないと思うんですけども、ここで出した結論に効力があるのかどうかということを確認したかったのですが。

**【山路委員】**

市民が声を出して行かなければ実際の中身のある効力は発揮出来ないと思います。今までの流れからみると。まさに市民がここに集まって話し合っただけで合理的な根拠を持って決める訳ですから。

**【福住委員】**

それは分かりますけれども、今実際議会で家具転倒予防事業ですか、そういう話が出ている訳なので、そのへんとはどうなのかなと思ったんですけどもやらなくていいとは言っていないです。

**【林会長】**

介護保険運営協議会としては事業計画を策定してそれを提出するということですので、事業計画を策定していく中で、こうしたものは必要である、などの。あ、事務局

**【事務局】**

この資料No.45は私たちが今議会に提案している内容は実は反映させていない内容になっています。日々動いているものもございましてそれは最新の状況を検討部会あるいは運協の方にちゃんと報告させていただいて、それを踏まえた上でご議論いただければいいのかなという風に思います。もう一度言いますが77歳は見直しをする、それで浮いた原資は他の施策に振り向けていこうというようなことになっております。その一つが75歳以上の高齢者の方々の家具転倒防止器具、そちらの方に財源を振り向けていこう、あるいはこれからやはり予防が大変重要だということで地域保健師活動を充実させていこうというような考え方をしておりますのでそちらの方に原資を振り向けていこうというようなことがありますので、そのあたりも最新の情報をお伝えしてい

きたいなと思いますのでその前提の上でご議論をしていただきたいと思います。

【林会長】

ありがとうございました。他に検討部会報告について何かご質問・ご意見ございますでしょうか。

【川田（キ）委員】

アンケートの集計結果は出たんですが、どんなアンケートだったのか、それが無いので、検討部会の中で例えば自立支援の掃除なのか生活援助のための掃除なのかどのような報告だったのかというのを資料につけてもらえればありがたかったかと思います。

【事務局】

資料No.4 2と4 3の調査票があるんですが、こちらの調査票とほぼ同じものを配布しております。若干項目として違っているのは内容を1から6に細かく分けているんですが、調査票としてこちらから各事業所にファックスしたものは内容を一つだけの大きな項目にして事業所の方に書き込んでもらうということで送った調査票がございまして、そこに手書きで記入したもらったものを送り返してもらいました。送り返してもらったものは内容が入浴介助であったり調理であったり掃除であったりと別れましたので、それを集計する際にはお手元の資料のように細かく区切って仕訳をしたということです。実際の調査票の内容は資料No.4 2、4 3と同じものでございます。それで、要支援の方について予防訪問介護として入っていただいた内容について、身体介護の利用状況、あるいは生活援助の利用状況として、被保険者番号や年齢性別等そこにある項目を書き込んで頂きました。要点報告にあります、検討部会に参加していただいた方から指摘されましたように予防訪問介護については被保険者の方と一緒にいう形で身体介護と仕訳される訪問介護が行われているというのが通常となっております、生活援助の形で入れるのは通常と違うのではという質問を受けたんですが、生活援助もしあつたらということで調査票に入れさせていただいたものが、解答する事業所さんによっては共に行っている内容が掃除等なので生活援助の方の調査票に書いたのかも知れないといったような議論もございました。調査の具体的な内容については以上です。

【新田委員】

さきほど余り詳しく話さなかったのは4 2、4 3の資料は色んな分析が出来ると思うんですね。ここで例えば何歳以上でひとり暮らしであるとか、女性とか男性とかそれによってサービスがどう使われているのかとかですね、調査自体は先ほど事務局が言っていたとおり少し曖昧なところもありますがそれを踏まえて次にどのような施策が必要なのかという話ですからこれはこれでじっくり見てください。よろしくお願いします。

【林会長】

他に何かございませんでしょうか。

【那須委員】

No.4 1の上のグラフですけれども、ここに環境整備というのが入っているんですがこれは具体的にはどういったものでしょうか。

【事務局】

訪問介護を行う際に通常身体介護というのは被保険者の方の体に直接接触れるサービスを身体介護という訳ですけれども、例えば食事を介護するときのために食卓の上を片付けるといったような実際に介護に入るにあたって直接体には触れないんだけども作業が行いやすいように片づけをするとか言ったようなことを環境整備と名づけております。

【那須委員】

わかりました。私たちも介護も支援も認定を受けていなくてもちょっと家具を動かしたりといったことがあるんですけども、そういう時は当てはまりませんか、これは。そういうニーズは無いのかしら。

**【事務局】**

この身体介護サービスにおける環境整備というのはあくまで介護を行うために必要な環境の整備となりますので、先ほど申し上げましたように介護の作業をするにあたって片づけをすとか作業自体をしやすいようにするための行為でございますので家具の移動ということになりますとそれは入ってこないということになります。

**【那須委員】**

そうすると図2の生活援助という方には入るんですかそれは。

**【事務局】**

介護保険の訪問介護につきましては通常の日常生活を営むにあたって必要なことについて介護を行いますので、部屋の模様替えであるとか大掃除といったことは含まれてきませんので家具の移動というのも通常は入らないということになります。

**【那須委員】**

わかりました。そういう話を2、3聞いたものですから、単発でお願いするのはどこなんだという話を聞いたものですからお伺いしました。

**【新田委員】**

とてもいい質問だと思います。ただそれだけではこれから生活できないので、おそらく今言われたようなこと、電球交換ですとか。色んな事が出てくると思うんですね。ですからそこを含めた応用が出来るような事業が必要だろうなという話です。これはこれで今までのデータでございますから、場合によっては全部変えなきゃいけない可能性だってありますよね、と私は考えます。

**【林会長】**

他にいかがでしょうか。

**【事務局】**

当日配布させていただきました資料No.4 1-2という円グラフがございます。こちらは先に皆様にご送らせていただきました資料No.4 1のグラフを分析するにあたって検討部会の中で実際に同居されている方がいらっしゃる被保険者の方にサービスが行われている時にその同居されている方というのは例えば老老介護等であるのかというご質問をいただきまして、それを分析させていただきました。資料No.4 1の3ページ目にあたります図の5、身体介護を提供した時の利用者さんの同居者の有無という図があります。同居されているご親族のいる方が14名いらっしゃり、その14名の方についてどういった状態像であるのかというのを円グラフにしましたのが追加資料No.4 1-2の上の側の円グラフになります。14名の方の内、就労、あるいは介護保険の認定がついていらっしゃる方、あるいは障害がある方というのがグラフの通りとなっております。また、資料No.4 1の図6ですね、生活援助として予防訪問介護を使った方の同居親族のある方が32名いらっしゃりますが、32名の方についてどういう状態像の方だったのかというのが下の段の円グラフになっておりますのでご参考までに見ただけであればと思います。以上でございます。

**【林会長】**

ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次の議題に進みたいと思います。3番目の議題は国立市内地区別高齢者認定状況報告であります。地区別の高齢者の分布、認定状況について事務局から説明していただ

きます。ここで先ほど検討部会の中で検討された通所系サービスの分析を進めるにあたり、国立市内の高齢者の地区ごとの分布を分析するものです。それでは事務局お願いします。

#### 【事務局】

それでは皆様お手元に配布させていただきました当日配布になりますけれども資料No.46のA3版のカラー刷りの資料をご覧ください。こちらの資料は市内の各地区ごとの75歳以上の高齢者の方についてのグラフでございます。細長い縦長の棒がその地区での75歳以上の方の人数のグラフになっておりまして、ピンク色が要介護認定のついていない方、黄色が要支援認定のついていない方、青が認定のついていない方となっております。このすうちにつきましては直近の、昨日現在でのデータを取り出して分析を行っておりますので2月27日現在の数値で分析させて頂いております。また、この分析を行うにあたって特別養護老人ホーム、有料老人ホームに実際に住民票を動かしていらっしゃる方については除外させていただいております。これは施設のある地区の認定者数がとても増えてしまうという理由からです。基本的に在宅の方を中心とした分析だと思っただけだと思います。あともう一点この分析した帯グラフの中で谷保地区につきましては1丁目2丁目といった住所となっていないため今回の分析では谷保地区全体での分析となっております。

そしてグラフだけでは分かり難いだろうということもありまして資料No.46-2というA4縦長のをホチキス止めで2枚目につけてございます。東1丁目から4丁目、中1丁目から3丁目、西も3丁目まで、富士見台で4丁目まで、北で3丁目まで、谷保は先ほど申し上げました通りでして、青柳は同様に丁目のつかない番地と1丁目、3丁目、石田と泉4丁目まで、それから矢川3丁目の地区訳で分析しております。地区ごとの面積までは分析しておりません。この中で見る限りでは富士見台1丁目地区というのが比較的高齢者の方の数も多いですし認定されている方の数も比較的多いということが見て取れます。最初のカラー刷りの資料で行きますと国立市の一番右の方の下側にある認定なし570人とかの大きな部分。これが富士見台1丁目になっています。今回地区ごとの高齢化率であるとか認定率ということではなく人数という形で集計を取らせていただきましたのは、検討部会の中で予防通所介護が今後廃止されて行く中でそれに替わる何か高齢者の方が通える場所というのを作っていく事が出来ないのかと議論が出た際に地区ごとにどのくらいの量の需要があるのかということ进行分析することが出来ればと考えまして今回割合ではなく人数で集計させていただきました。比較的多い地区として富士見台1丁目を上げた訳ですけれども逆に少ない地区としては泉の1丁目や泉の4丁目といったような準工業地帯と言われる区画整理がされた場所でございます。こちらは資料の46-2で見ただけだと下から5行目が泉1丁目になるんですが、75歳以上の方で認定の無い方が6人、要介護の方が一人といったような、もともとが人の住んでいる数が少ないのだろうなと思われるところなんですけれども、需要が少ないと見込まれる地区として特徴があります。同様に認定数が少ない地区として出てくるのが泉の3丁目であるとか矢川の3丁目といった新しく区画整理された部分でございます。以上でございます。

#### 【林会長】

ありがとうございます。大変興味深い資料を作っていただいたんですが、これは検討部会の要点報告を見ますと最後の6ページ目にまとめというのが4点書いてありまして、その3番目に介護予防通所介護の代替サービスとしてミニデイ、ミニ集会所のような高齢者が徒歩で通える場所づくりの整備を検討するというまとめをされたので、多

分これの基礎資料ということによろしいのでしょうか。

【事務局】

はい、左様でございます。

【林会長】

どういった作業が必要でしょうか。

【新田委員】

かなり精密な作業が必要となってくるだろうなと思ってまして、今まで介護予防というのは国立でいえば何カ所かに集まって、そこで介護予防事業を行うと。ということが国立だけでなくどこの市町村もそうですが基本でございました。ところが実は参加者が非常に少ないですね、正直言いまして。中身の問題がつまらないのかあるいは何なのか色々な検討があると思います。これから本当に必要なのは自らが歩いて行ける場所、ですよ。歩いて行ける場所というのはこの丁目でわかれていると福祉会館みたいなのが色々ある。歩いて行ける場所で、日常の中で予防給付、という名前で言うてしまうとその言葉がいいのかどうかわからないけれどもそこで、食そしてそこで動くということを通じて結果としてアウトカムは予防になるだろうというようなことが必要になるだろうというイメージが地域包括という小学校単位というそういうイメージなんだろうなと思っていて、じゃあその地域を誰がつくるのかという大きな課題でございまして、そのこのところをやり切れないと認定有要支援者 これだけのメンバーが居るんですから、この人たちの真の予防にはならないだろう。その作業自体の一つの資料です。でもまあ大体2～30人集まる場所があればいいわけですから段々イメージ化が皆さんにも進んでいるのではないかと考えています。この作業はこれからですよ。

【林会長】

ありがとうございます。今の報告について何か質問あるいはご意見等ございませんでしょうか。質問が無いようでしたら検討部会に出られた林委員、何かコメントありませんでしょうか。

【林（瑞）委員】

数制的なものがそれぞれの町で出ていたので、後は実態ですよ。実態を掴みながら最終的にはサービスを整理して他の選択をして行けばいいかなと思っています。

【林会長】

ありがとうございます。次に何か。

【伊藤委員】

検討部会の時にも出ていた介護予防というね言葉なんですけれども、現実的には要支援状態になってからが支援の対象なのかなあという認識ではいるんですけれども、もっとさらな状態での予防というのは現実にはないのかなと思っているんですが。

【新田委員】

これは定義が難しいんですよ。特定高齢者という概念がありますけれども、今はまだ生きていますか。

【山路委員】

名前は違っています。

【事務局】

二次予防対象者

【新田委員】

二次予防対象者。介護保険で要支援1, 2に入らない非該当の方で、元気な人との間にいる人。この人たちはもちろん入ってくるだろうし、75歳以上過ぎれば元気な人も

入るだろうなと思っていて、その人たちが逆にリードしてやらないといけないので、やれば一緒になるだろうなと、そんな感じであれば例えば何月何日にそこでやるんだというものではなくて、日常にやるようなことでトータルとしてはそれを誰がモニタリングしてきちんとアウトカムを出して行くかというね、そういう作業はもちろんあると思います。それを地域包括がやるかどこがやるかは別にして。で、対象者は75歳以上は全部と考えてもいいんじゃないですか。その位地域に分かれるんだという話です。第一は要支援、その次は今の二次予防事業対象者、そして最後は元気な人たちと。

【伊藤委員】

言葉は適切かどうかわからないけれども元気な人も利用するということですね。

【新田委員】

そうです。

【林会長】

他にいかがでしょうか。

【山路委員】

ちょっとよろしいですか。この前検討部会のご苦労様でした。そういう話でこれからどうして行くのかという話になろうかと思うんですが、要するに中身をどう作るかっていうのはその意味では今回市町村に委ねられているというですね、色んなガイドラインでこれから出てくると思うんですけれどもね。こういう目安でやってくれとかこういう取り組みがありますよという紹介もすでに出ているんですけれども、おそらく今回の通常国会で改正案が通った後を受けて具体的なガイドラインが色々出てくるんだろうと思うんですが今の元気高齢者も含めてどの規模でやるのかとかですね、それはやはり各地域、各市町村の住民の判断だろうと思うんです。それは正しく検討部会の課題ではないか。それからもう一点これももう少し息の長い話になるかと思うんですが、今回の大改正の柱の一つがですね、非常に議論を呼んでいるところなんです、NPOとかボランティアのですね、今までの事業所の専門職によるサービスとは別個にですね、インフォーマルサポートという言い方をしているんですが、それもやっぱり活用してですね、市町村で独自に従来の介護保険の枠組みのサービス以外の様々なサービスが出来ないかということも大きな柱になるんですね。そうするとNPOとボランティアの人たちが国立市内に既にいろんな形でいると思うんですが、その人たちを誰がどういう形で組織化していくのかということも大きな課題になってくると思うんですね。それはもう木藤さんの意見も是非伺いたいと思うんですが、社協の役割もすごく重要になってくると思うんですね。そこらへんのことも一挙には出来ないんだけどやっぱり国立独自の住民参加の仕組みをどうやって作り上げていけばいいのかというのも是非検討部会で取り上げて欲しい。ただ検討部会だけでは限界があるので既にやっている社協がそういう意味では掴んでいると思うんですけれどもそういうボランティアとかNPOの組織化をこれから誰がどういう形でコーディネートしていくのかということを考えていくのも大きな課題ではないかと思います。木藤さんいかがでしょうか。

【林会長】

木藤委員お願いします。

【木藤委員】

難しいのは地域のとらえ方で、今この場合は介護等級なので高齢者ということになるんですけれども、高齢者も地域の人ですから私ども社会福祉協議会では地域福祉ということで考えると実際問題社協が関わる人というのは高齢者がほとんどなんです、そこらへんがまた一つの課題なんです、私どももっと若い人たち、子供たちも含めて地域と

いうくくりであればそういう人も含めて地域を作っていかなければならないと考えている。実際問題として私どもとしては小地域活動と言って実は明日西地域をモデルとして社協が主催してひな祭りのイベントをやるんですね。その中で地域というものを作っていく。その中に高齢者も入ってくれば若者も入ってきて地域の核として作って行ってその中で話を戻しますと高齢者が集える場所、その中に元気な方もいればやや支援が必要な人もいたことを作っていったらいいのかなと思っています。それで、実はもう一つの側面として、実際問題としては社協は指定管理の中で、デイサービスセンターをやっている訳です。それは市からの指定管理の中でやっていますけれども、事業としてやっていますから介護保険の制度の中でやっている。それと、もう一つ委託事業としてデイホーム事業というのがある。これはまさに先ほど新田先生が言ったように歩いてきていただいているんですね。それで各地域でやっているということなんです。今後検討していく中でその辺の施策の方向性を見ることが出来ればその辺を発展させていくような形で先ほど山路委員が言われていたような支援を編みなおしていくのが一番いいんじゃないかと。そういう意味では社協が、おっしゃられるように事業を持っていますし、資源としてありますから。一方で私どもは地域というチャンネルで行きますけれども高齢ということであれば今言ったような事業の編み直しも含めて、それと地域が出来ていけば地域と上手くタイアップしていく。それとボランティアセンターを持っているからその方との兼ね合いも出てくるかなと思っています。

【新田委員】

今言われたのはその通りですね、地域包括ってよく高齢者だけではないってよく言われて批判されて、もちろん子供含めて地域づくりだっていう話なんで、同じ話でございいますから、社協がそこでやられる話を一緒に含めて検討してですね、何か作っていけばなという風に思います。よろしくをお願いします。

【林会長】

ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

【事務局】

資料No.4 4 をご覧いただければと思うんですが、元気なうちから介護になるまでということで流れを作っています。ここにあるように色んなサービスを落とし込んでありますので、先ほどもご意見をいただきまして、必要なものは拡充していくとか要らないものは別のものに振り分けていくとかというような検討を、イメージ的には高齢者の方の晩年をこのような流れで示してそこに施策を振り分けていくというようなイメージで見えていただいて、国立市に何が欠けているのかということでそこを整備していくというようなイメージでやっていただければと思います。そのイメージ図ということで参考にいただければと思います。認知症になった場合も最後のかかりつけ医、認知症支援診療所という風な制度設計もやっていかなければいけないんじゃないかなと思いますのでこのイメージを見ていただければなと思います。

【林会長】

ありがとうございます。資料No.4 4 はこの運協の為に作られた資料ですか。どっかで使われている資料ですか。

【事務局】

一応ですね、運協だけではなく、皆さんにわかり易いように今後色んな所でやっていかなければいけないだろうということでイメージ図を作ったんですが、在宅療養の方でも示させていただいていますのでそれから転用させていただいています。

【林会長】

ありがとうございました。他に何かございませんか。

【那須委員】

検討部会の中の検討内容で、シルバー人材センターのサービスの話があります。ぜひこれを使いやすい形にしていだきたい。そうすると介護保険に行かないですむというのが多いんじゃないかと思います。私も2年くらいお願いしていたことがあるんですけども、これを1時間だけお願いするということは心苦しいんですよね、来ていただくのに。それをちょっと来てちょっとやってもらおうという風に、使いやすい形にしていけたらいいなと。この辺をお願いとかどういう風にすれば使いやすいかということを考えていければいいなと思うんですがどうでしょうか。

【新田委員】

恐らくですね。これの最初の図の総合事業の中でシルバー人材センターも貴重な資源なんですけど、そこだけでは恐らく賄いきれないだろうなと思うんですね。様々な使いやすさが、そこでアイデアとしてNPO、ボランティアも色いろ出てくるだろうなと思うんですね。お願いではなく、作っていかないといけない話だと思います。そこで先ほどの社協も含めて同じ流れの中で使いやすくという話になるのではないかと私は解釈しています。

【那須委員】

使いやすくということが重要なことで、ボランティアでもいいんですけども、ボランティアは確実ではないとかそういうこともありますので、今あるものを使いやすくしながら総合事業の中に組み込めたらいいなと。そのための知恵を皆で出して行けたらいいなと思っています。

【木藤委員】

あえて質問していなかったんですが今でたので。シルバー人材センターを出したっていうのは何か意味があるのでしょうか。すみません私は部会に出られなかったのですが。というのは社協の安心サービスの方が大きいと思うんですが。

【事務局】

基本的に家事援助をやっているというのと高齢者が担い手ということでシルバー人材センターを一例として出したんですが決して安心サービスを出さない訳ではないんですが、ただシルバーさんの活動の状況がどういう状況なのか、細かいことまで出来るのかというのはインタビューさせていただいたんで、この総合事業に合ったような形で拡充していけるのかというのはこれからの課題となっています。

【木藤委員】

さきほど山路委員の言われた通りボラセンの中に安心サービスやってますけど規模ももっと大きくて、そういう意味ではさっき言った他の事業と含めて今後検討して行けると思います。

【山路委員】

社協以上にシルバー人材センターというのは官僚的なんですよ。旧労働省の天下り団体であってなかなかその、フレキシブルな活動をやってないですから。例えば今一つのモデルとして、シルバー人材センターというよりむしろ独自の仕組みを作ってますね、有償の生活支援サービス、ま、時給500円あたりで退職サラリーマンを活用するような、そういう仕組みを作っているんですね。ですから木藤さんとは別な意味でシルバー人材センターを出すのはいかがなものかと疑問に思ったのはそこら辺の話でですね、全国のどこの地域も、国立はよく判りませんがあんまり有効に機能している団体ではないと、申し訳ないけど思っていて、そこらへんにこだわらずにやった方がいいんじ

やないかと思えます。

**【伊藤委員】**

シルバー人材センターに対してですけれども、地域によって大部活用の温度差があるみたいなんですけれども、活用しているところはですね、例えば60過ぎてサラリーマンリタイアして専門のキャリアを持った人材を抱えて、例えばパソコンが壊れて出張とかいうと民間で見積もりをとると3万か4万ですけれども実際にある人がシルバー人材センターに依頼したらパソコンの企業のOBが来て、出張費込みで3,500円だった。で、活用している人はバンバン活用している。荷物の移動とか自給900円レベルですね。団塊の世代がリタイアして国立なんかも今560名くらいシルバー人材センターに登録しているそうですけれども、仕事の依頼が数十件ということで、多分活用すれば登録する人間も増えて、団塊の世代の卒業生も活躍する場には十分なり得ると思うんですね。というのは60台でハローワークなんか行っても仕事なんかありません。で定年延長って言われてますけれども民間企業は60過ぎたら現役の時の給料の40%以下です。でなおかつ元部下とか後輩が上司になってくる。それで5割以上の人は定年延長を望んでないというのが現実なんです。つまりそういうことも含めてシルバー人材センターは仕事があればその需要はちょっとびっくりするくらいあるんじゃないかなと私は思ってます。介護保険の十分な負担軽減の為の活用すべきアイテムになり得ると私は思っています。

**【林会長】**

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。それでは次の議題に進みたいと思います。国立市介護保険特別会計補正予算（第3号案）についてであります。事務局から説明いたします。

**【事務局】**

それでは皆様に本日配布させていただきました資料No.47をご覧ください。こちら平成25年度介護保険特別会計補正予算第3号案の概要という資料になっております。今回3月議会にこちらの補正予算案を提出するという事になっておりまして、歳入と歳出でそれぞれ同額の104,971千円の減額という補正を組むという予定になっております。この補正を行うことで予算規模につきましては4,921,411千円という規模になるということで1ページ目の一番下に予算規模について記載がございます。補正の内容といたしましては、主な内容としては介護給付費、これは保険給付にかかる費用ですが、こちらの減額が100,700千円、それから地域支援事業費につきましてマイナス4,271千円という補正を組んでおります。歳出補正の減額の内容につきましては資料の一番最後の4ページにあります資料が内訳となっております。介護給付費につきましては、ご覧いただいている居宅介護サービス費の減額、一番大きいのが施設介護サービス費であるとか居宅介護サービス給付費であるとかの減額というものが大きくなっております。また、地域支援事業費としましては介護予防デイサービス委託料であるとか、あまり大きくないんですけれども一次予防事業の印刷製本費の減額とかがあるという形になっております。この歳出の減額に伴いまして歳入の方の金額も動くということになります。基本的には給付費に連動して動く国庫支出金であるとか支払基金交付金であるとか、東京都からの支出金であるとかが減額になってくると。あと歳入の部門では保険料も見込み額よりも実際の保険料歳入が伸びて来なかったということで減額補正を組んでおりまして、これに伴って特別会計に対する繰り入れも動かしていくということになります。このような形で歳入と歳出の金額を同額で減額にしています。すみません、会議次第には入れていないんですが、同時に平成26年度の予算につきましても本日追加資料として出させて

いただきました。資料No.48に平成26年度の予算案を記載させていただいております。こちらの方は5,172,502千円という金額で歳入と歳出を組んでおります。それぞれの項目につきまして、平成25年度の当初予算額との比較が載っています。基本的には歳出の方では給付費の増額を見込んでおります。また、地域支援事業費でも増額を見込んでおります。雑駁ではございますが平成25年度の補正予算案と平成26年度の予算について説明をさせていただきました。以上でございます。

【林会長】

ありがとうございました。今の説明につきまして何かご質問ありますでしょうか。

【事務局】

減額の補正を1億、やったんですが、実際給付費が伸びていないというわけではなく、すでに計画よりも4.7%の増となっていますので計画以上に給付費の方は伸びているということでございます。

【林会長】

何か質問はございませんでしょうか。

【新田委員】

予算ってもう立てられますか。

【事務局】

一応上程しております。

【林会長】

よろしいでしょうか。それではその他であります、事務局からありますでしょうか。

【事務局】

それではすみません、次回の日程としてですね、通常であれば毎月第三金曜日ということで予定を入れていただいている訳でございますが、3月につきましては3月20日の木曜日ということで予定させていただいておりますのでどうか皆様のご都合をつけていただければと思います。よろしく願いいたします。

【林会長】

ではよろしいでしょうか。

【川田（キ）委員】

すみません、東地域の小規模多機能の予定地の所の進捗状況はどうなっているのかというのと、地域住民の反対があったというのは前回聞いたんだけどその後どうなったのか、あと定期巡回が4月から実施というのがあったんですがそこらへんのことも含めてちょっと伺いたいんです。

【事務局】

東2丁目の寄贈地の件ですが、もう一度説明会をした方がいいと思ひまして3月の下旬ですが説明会を行う予定です。3月の28日です。地域の方々ともう少しお話し合いをして、それから進めていきたいと思ひます。あと、定期巡回なんです、ジャパントケアさんの方が若干準備が遅れてまして、今年度後半になる見込みです。

【川田（キ）委員】

4月と言っていたからどうしたのかなあと思ひて。

【新田委員】

一つはですね定期巡回やるには20人のヘルパーさんを確保する必要があるってこれは大変ですね。そのあたりが大変だと聞いています。

【林会長】

他にありますでしょうか。事務局からは他にありますか。では今日はこれで閉会した

いと思います。どうもお疲れ様でした。

—終了— (20:22)